

審 第 1 1 8 2 号
答 申 第 2 3 9 号
令 和 元 年 9 月 2 日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年9月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第218号

平成29年7月16日付けで審査請求人から提起された、平成29年7月7日
付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不訂正決定に係る審査請求の裁決につい
て

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年7月7日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報不訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年3月8日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日、午前1時30分ころ〇〇駐車場に客人（男）が飲食し軽自動車を運転の件と、〇〇が飲食業深夜営業の件で私の携帯電話〇〇-〇〇-〇〇から〇〇警察署に通報した際に作成された加入受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、「加入電話通報等受理票 署受理番号〇〇」（以下「本件文書」という。）を特定し、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号で、自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年6月7日付けで実施機関に対し、条例第31条第1項の規定により、別表のとおり本件文書の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (4) 本件訂正請求に対し実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成29年7月16日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第47条第1項の規定により、平成29年9月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件文書、本件訂正請求書訂正後のとおり審査を求める。

イ 審査請求の理由

本件訂正請求の添付書類② 本件文書 処理結果注報とした。飲酒運転取締り夜間営業と記載、疎甲第3号証 写真 〇〇・〇〇 軽自動車を審査請求人が携帯電話機で撮影を現着の警察へ見せている。車両の所有者は、カラオケ居酒屋〇〇常連客（男）〇〇一営業時間、午後7時ころより午後24時までの夜間営業、審査

請求人も客人で入店者〇〇は昼カラオケ 営業時間は正午より午後5時まで 駐車場無い。

〇〇の左隣りが〇〇。に対し審査請求人は通報していない。

(2) また、審査請求人は、反論書及び意見書（反論書に添付されたもの）においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 審査請求人が再度カラオケ居酒屋〇〇の横、駐車場軽自動車の件で〇〇警察署へ通報、受理者が発生日時を不記載は警察業務が怠慢と言わざるを得ない。立証方法が発生日時不記載により困難となる。

イ 〇〇は「昼カラオケ、営業時間正午の12時から午後5時まで」審査請求人は客人として入店していない。〇〇、〇〇の件で〇〇警察署へ通報していない。

ウ 道路交通法 第65条第1項 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。（酒酔い運転者は〇〇）

第65条第3項 酒類の提供禁止 カラオケ居酒屋〇〇経営者〇〇が酒類の提供者。

4 実施機関の弁明要旨

弁明書において、実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 加入電話通報等受理票

今回審査請求人による本件訂正請求において、訂正を求められている加入電話通報等受理票は、事件・事故等の当事者又は目撃者等の関係者が、警察にその対応を求めるため、警察署等へ直接通報等をした際に、通報内容に基づいて現場に警察官を臨場させ、初動対応させることを目的としており、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておくため作成するものである。

またその記載は、事案等の取扱い時に取得した情報等を全て記載するものではなく、通報者からの聴取内容、現場臨場した警察官による現場での聴取等の結果、警察官の対応経過及び処理結果を簡潔に記載するものである。

したがって、今回審査請求人が訂正を求めている加入電話通報等受理票の記載項目である、発生日時、発生場所及び目標物等の各項目についても、通報内容をそのまま記載するのではなく、聴取した通報内容を基に、警察官の現場臨場を第一に考慮して作成されるべきものである。

(2) 決定理由

調査の結果、請求に係る記載部分について、提出された資料からは記載が事実と異なると判断できる具体的な根拠がなく、また、客観的な正誤の判定に適するものではないと認めため。

(3) 決定の妥当性

ア 発生日時欄の記載について

審査請求人は、審査請求人本人が〇〇警察署へ通報した時間が「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前1時30分ころ」であるから、加入電話通報等受理票の発生日時欄にはそのように記載するべきである、と主張していると認められる。

本件文書が持つ性質については前記（１）のとおりであり、また、実施機関において調査した結果、本件文書の記載内容について、発生日時欄は、通報者（審査請求人）からの通報内容を基に、通報を受理した警察官が「発生日時として記載する必要は無い」と判断して、何も記載せずに空欄としたものであることが判明している。

審査請求人は、書類を提出して未記載であることが事実でないと主張しているが、通報当時どのように通報したかを裏付ける証拠等が示されておらず、そもそも、通報がなされた時点で発生が確認されていない事案であれば、警察官を現場に臨場させる上で通報記録に発生日時を記入する必要性を認めずに発生日時欄は空欄とされるものである。

本件においても、警察が取り締りを行うべき「酒を飲んで車を乗る」という行為（飲酒運転）が通報段階で発生していないことから、発生日時欄が空欄となっているものであり、審査請求人の申し立てどおりに記載内容を訂正することはできない。

以上のことから審査請求人のこの主張は認められない。

イ 発生場所欄及び目標物欄について

審査請求人は、審査請求人本人が〇〇警察署へ通報した場所が「住所が〇〇にあるカラオケ居酒屋〇〇」であるから店名と住所が誤記載である、と主張していると認められる。

本件文書が持つ性質については前記（１）のとおりであり、また、発生場所欄及び目標物欄は、初動対応のため、警察官を発生現場や当事者の元へ派遣するために基準となる場所（住所）、目標物等を記載しているものであり、通報時に通報者が話した内容をそのまま記載するものではなく、県警において調査した結果、本件文書の記載内容については、通報者（審査請求人）からの通報内容を基に、通報を受理した警察官が判断して、警察官を通報者（審査請求人）の元へ派遣するための目安となる付近の住所を発生場所欄に記載し、店舗名を目標物欄に記載したものであることが判明している。

審査請求人は、書類を提出して記載事項が事実でないと主張しているが、通報当時どのように通報したかを裏付ける証拠等が示されておらず、そもそも通報された事案の初動対応を目的として本件文書が作成され、本件文書に記載された発生場所欄の店舗所在地と、目標物欄の店舗名を目安として警察官が現場臨場した上で通報者と接触し、初動対応を行っていることが判明しており、結果として適正に現場への警察官の誘導を行うことが出来ている以上、当初の文書作成目的は達成されており、記載内容を訂正する必要性は認められない。

以上のことから審査請求人のこの主張は認められない。

（４）訂正請求の対象となる「事実」の該当性

千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成５年９月２８日制定）は、訂正請求に係る「事実」について、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量を例示しており、これらの情報はその性質上客観的な正誤の判定に

適するものであることから、「事実」に限って訂正請求権を認めることとしている。

審査請求人が行った本件訂正請求については、本件文書の「発生日時欄」、「発生場所欄」及び「目標物欄」に記載された内容を訂正すべき「事実」としており、これらの事項については前述のとおり、客観的な正誤の判定が不可能であり、訂正請求の対象となる「事実」には該当しない。

したがって、審査請求人が本件訂正請求において訂正を求める内容は、訂正すべき「事実」に該当しない。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求の理由において、当時警察官が臨場した際の状況等を記載しているものの、本件決定の判断に影響を及ぼすものではなく、本件決定に誤りは認められない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えらる。

5 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に行われた本件部分開示決定に基づき、開示を受けた本件文書に記載されている自己の個人情報に対する訂正請求である。

(2) 訂正の要否について

ア 本件訂正請求において、審査請求人は別表のとおり本件文書のうち「発生日時欄」、「発生場所欄」及び「目標物欄」の記載内容（以下「本件記載情報」という。）の訂正を求めているものであるが、実施機関は訂正する理由がない旨を説明するので、以下検討する。

イ 条例第30条では「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときには、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」としている。訂正できる情報は、氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等、その性質上客観的な正誤の判定に適する事実である。

実施機関は、前記4(4)のとおり、本件記載情報を訂正請求の対象となる「事実」には該当しないとしているが、審議会で見分したところ、本件記載情報は、通報がなされた時点では、審査請求人の自己の個人情報に係る事実であり、その内容が記載された文書の性質上、全く客観的な正誤の判定になじまないとは言えず、訂正請求の対象になる「事実」に該当すると解する。

ウ 条例第32条における訂正義務について

(ア) 条例第32条は「実施機関は、訂正請求があった場合は、必要な調査を行い、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。そして、「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付ける趣旨であり、訂正請求に係る個人情報

報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

(イ) 加入電話通報等受理票は、前記4(1)のとおり、警察署への通報の内容や対応結果等を明らかにしておくために作成しているものであるが、実施機関に確認したところによれば、本件文書の目的はあくまで事案の初動対応(現場への派遣)を主目的としており、詳細、若しくは正確に全ての事実を記載するものではないとのことである。

また、「発生日時欄」は未記載であるが、本件文書のメモ欄に「スナックに来ている人がよくお酒を飲んでいるのにも関わらず、車に乗っているので取締りをしてほしい。現在はスナックは閉店したので、話だけしたい。」と記載されているように、通報時点で具体的な取締り対象事案は発生しておらず、発生日時を記載する必要が認められなかったため記載しなかったとのことであり、本件文書の作成目的に照らして訂正しないとした実施機関の判断に不合理な点があったとは認められない。

「発生場所欄」及び「目標物欄」についても、前記4(3)イの実施機関の説明にあるとおり、現場に警察官を適正に誘導するという、当初の文書作成目的は達成されており、また、記載されている住所及び店名は審査請求人の主張する住所及び店名と隣接したものであって、利用目的の達成に合致したものとなっていることから、訂正しないとした実施機関の判断に不合理な点があったとは認められない。

以上を踏まえて、審議会で検討したところ、本件記載情報が、たとえ通報内容と不一致であったとしても、本件文書は当初の利用目的を達成しているということができ、条例第32条にいう訂正義務はなく、本件訂正請求に係る個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要はないと認められる。

エ したがって、本件記載情報を訂正しないとした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 9月 6日	諮問書(弁明書の写しを含む)の受理
平成29年 9月26日	反論書等の写し受理

令和元年 6月26日	審議（令和元年度第3回第2部会）
令和元年 7月30日	審議（令和元年度第4回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表

(本件文書の「発生日時欄」「発生場所欄」「目標物欄」について)

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
発生日時欄	月 日 時 分 (未記載)	〇〇月〇〇日01時30分
発生場所欄	〇〇	〇〇
目標物欄	〇〇	カラオケ居酒屋〇〇
訂正理由	私が通報したのは平成〇〇年〇〇月〇〇日午前1時30分こ ろ発生日時 空欄のため 私が通報した店の住所が〇〇のため 発生場所 誤記のため 私が通報 〇〇のため 目標物 誤記のため	